

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、民間社会福祉事業の振興を図るため、一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会（以下「県民児協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次表のとおりとする。

経 費	補 助 額
生活困難者等に対して、生活に関する相談に応ずる事業に要する経費	所要経費に対し 50,000円以内
会員の資質向上を図るための各種研究会、講習会及び大会の開催並びにこれらへの参加に要する経費	所要経費に対し 150,000円以内
会員の共励に要する経費	<u>知事が別に定める額</u>

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度10月30日とする。

(申請書の添付書類等)

第4条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の県民児協事業計画書（案を含む）
- (2) 当該年度の県民児協一般会計歳入歳出予算又は補正予算（見込書及びその抄本を含む）

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 県民児協は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払いで交付する。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業の完了（補助事業の廃止、会計年度終了の場合を含む。）後2月以内とする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 前条の実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 当該年度の県民児協事業報告書（案を含む）
- (2) 当該年度の県民児協収支計算書、貸借対照表及び財産目録（見込書及びその抄本を含む）

(書類の整備保管)

第10条 県民児協は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、様式第4号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月5日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年8月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月28日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行し、平成8年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助金交付申請書

記 号 番 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名称

代表者氏名

下記により令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金

円

2 補助金所要額調書

事業	所要経費見込額 (A)	算定基準による 算定額 (B)	補助金所要額 (C)
生活困難者等に対して、生活に関する相談に応ずる事業	円	円	円
会員の資質向上を図るための各種研究会、講習会及び大会の開催並びにこれらへの参加	円	円	円
会員の共励	円	円	円
計	円	円	円

(注) (C)は(A)と(B)を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

3 添付書類

(1) 令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会事業計画書
(案を含む)

(2) 令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会収支予算書
(見込書及びその抄本を含む)

様式第2号

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会
補助金交付決定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会
会 長 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度一般財
団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助金については、下記のとおり交付
します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業に要する経費にかかる補助金の配分を
変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業を中止し、又は廃止する場合には知事
の承認を受けること。
 - (3) 補助金の交付の対象となる事業が予定の期間内に終了しない場合、又
は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告
してその指示を受けること。

様式第3号

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会
補助事業実績報告書

記 号 番 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所所在地

名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け社福第 号で補助金の交付決定を受けた
令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助事業が完了した
ので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を
添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助事業

2 補助金の交付決定の日、金額及び受入れの日、金額

令和 年 月 日交付決定 金 円

令和 年 月 日受入れ 金 円

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで 1年間

4 補助事業の成果

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会事業報告書

(別紙1のとおり)

5 補助事業に要した経費の精算に関する事項

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助金精算書

(別紙2のとおり)

6 添付書類

(1) 令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会事業報告書

(案を含む)

(2) 令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会収支計算書、

貸借対照表及び財産目録(見込書及びその抄本を含む)

別紙 1

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会 事業報告書

第 1 補助対象事業

- 1 生活困難者等に対して、生活に関する相談に応ずる事業
 - (1) 相談場所
 - (2) 相談回数
 - (3) 相談状況（相談種別相談件数、市町村別相談件数）
 - (4) 相談員出席延人数
 - (5) その他運営状況
- 2 会員の資質向上を図るための各種研究会、講習会及び大会の開催並びにこれらへの参加
 - (1) 研究会等の名称、共催団体、後援団体等の名称
 - (2) 研究会等の実施日時及び場所
 - (3) 研究会等の実施目的
 - (4) 研究会等の参加者及び出席状況
 - (5) 研究会等の研究事項、研修事項、協議事項、決議事項

~~3 会員の共励~~

- ~~(1) 共励の内容~~
- ~~(2) 執行状況（補助金受入額、目付）~~
- ~~(3) 会費納入の状況~~

~~納入期日 金 円~~

第 2 その他の事業

- (1) 委員会
- (2) 何 々
- (3) 何 々

別紙 2

令和 年度一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会補助金精算書

(1) 経費精算

区 分 事 業	支出済額 (A)	県費補助金 申請額 (B)	県費補助金 交付決定額 (C)	県費補助金 受入額 (D)	差引過不足額 (D - A)	備 考
生活困難者等に対して、生活に関する相談に応ずる事業	円	円	円	円	円	
会員の資質向上を図るための各種研究会、講習会及び大会の開催並びにこれらへの参加	円	円	円	円	円	
会員の共励	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

(2) 支出済額内訳

区 分 事 業	支出済額	支 出 科 目 別 金 額 内 訳			備 考
		項	目	支出済額	
生活困難者等に対して、生活に関する相談に応ずる事業	円			円	
会員の資質向上を図るための各種研究会、講習会及び大会の開催並びにこれらへの参加	円			円	
会員の共励	円			円	
合 計	円			円	

様式第 4 号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____